

## 議 会 運 営 委 員 会

令和 6 年 8 月 2 3 日（金）

午前 9 時 3 0 分

第 2 委員会室

### 議 題

1 令和 6 年第 4 回（9 月）尾張旭市議会定例会の運営について

2 その他

## 配付資料一覧

### 【議題1 資料】

- 1 令和6年第4回（9月）尾張旭市議会定例会日程（案）
- 2 議事日程（案）第1日目、第2日目以降
- 3 令和6年第4回（9月）尾張旭市議会定例会付議事件一覧、議案等の概要
- 4 L i D / A P D（聞き取り困難症/聴覚情報処理障害）への公的支援及び理解啓発に関する請願
- 5 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書
- 6 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書
- 7 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書
- 8 私立高校生の保護者負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために尾張旭市独自の授業料助成制度の拡充を求める陳情書
- 9 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書の提出についての陳情
- 10 「新型コロナワクチン健康被害の実態と次世代型コロナmRNAワクチン（レプリコンワクチン）の危険性に関する周知」と「mRNAワクチン定期接種中止を求める意見書提出」を求める陳情
- 11 「核兵器禁止条約」への署名・批准を求める意見書採択に関する陳情書
- 12 議員による職員への政党機関紙の庁舎内勧誘行為の中止を求める陳情書
- 13 条例の変更を求める陳情
- 14 要望書等文書表

### 【議題2 資料】

なし

# 令和6年第4回（9月）尾張旭市議会定例会日程（案）

1

（会期26日間）

| 開催日        | 曜日 | 開議時間           | 会議名              | 日程等                                                                                                                                                              |
|------------|----|----------------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1日 9月2日   | 月  | 午前9時30分        | 本 会 議            | 議会運営委員長報告<br>1 会議録署名者の指名<br>2 諸報告<br>3 会期の決定<br>4 委員会の所管事務調査報告の件<br>5 第40号議案から第52号議案まで<br>上程、提案理由の説明<br>6 同意案第6号<br>上程、提案理由の説明<br>7 認定第1号から認定第8号まで<br>上程、提案理由の説明 |
|            |    | 本会議終了後         | 議会みらい創造<br>特別委員会 |                                                                                                                                                                  |
| 第2日 9月3日   | 火  |                | 休 会              |                                                                                                                                                                  |
| 第3日 9月4日   | 水  |                | 〃                |                                                                                                                                                                  |
| 第4日 9月5日   | 木  |                | 〃                |                                                                                                                                                                  |
| 第5日 9月6日   | 金  | 午前9時30分        | 本 会 議            | 1 一般質問                                                                                                                                                           |
| 第6日 9月7日   | 土  |                | 休 会              |                                                                                                                                                                  |
| 第7日 9月8日   | 日  |                | 〃                |                                                                                                                                                                  |
| 第8日 9月9日   | 月  | 午前9時30分        | 本 会 議            | 1 一般質問<br>2 議案質疑<br>3 議案の討論、採決又は委員会付託<br>4 請願・陳情                                                                                                                 |
| 第9日 9月10日  | 火  | 〃              | 〃                |                                                                                                                                                                  |
|            |    | 本会議終了後         | 予算決算委員会<br>（全体会） | 総括説明及び人件費予算の説明（一般会計のみ）<br>分科会への割り振り                                                                                                                              |
| 第10日 9月11日 | 水  |                | 休 会              |                                                                                                                                                                  |
| 第11日 9月12日 | 木  |                | 〃                |                                                                                                                                                                  |
| 第12日 9月13日 | 金  |                | 〃                |                                                                                                                                                                  |
| 第13日 9月14日 | 土  |                | 〃                |                                                                                                                                                                  |
| 第14日 9月15日 | 日  |                | 〃                |                                                                                                                                                                  |
| 第15日 9月16日 | 月  |                | 〃                |                                                                                                                                                                  |
| 第16日 9月17日 | 火  | 午前9時30分        | 福祉文教委員会          | 付託議案等の審査                                                                                                                                                         |
|            |    | 福祉文教委員会<br>終了後 | 予算決算委員会          | 付託議案の審査                                                                                                                                                          |
|            |    |                | 福祉文教分科会          |                                                                                                                                                                  |
| 第17日 9月18日 | 水  | 午前9時30分        | 都市環境委員会          | 付託議案等の審査                                                                                                                                                         |
|            |    | 都市環境委員会<br>終了後 | 予算決算委員会          | 付託議案の審査                                                                                                                                                          |
|            |    |                | 都市環境分科会          |                                                                                                                                                                  |
| 第18日 9月19日 | 木  | 午前9時30分        | 総務委員会            | 付託議案等の審査                                                                                                                                                         |
|            |    | 総務委員会<br>終了後   | 予算決算委員会          | 付託議案の審査                                                                                                                                                          |
|            |    |                | 総務分科会            |                                                                                                                                                                  |
| 第19日 9月20日 | 金  |                | 分科会予備日           |                                                                                                                                                                  |
| 第20日 9月21日 | 土  |                | 休 会              |                                                                                                                                                                  |
| 第21日 9月22日 | 日  |                | 〃                |                                                                                                                                                                  |
| 第22日 9月23日 | 月  |                | 〃                |                                                                                                                                                                  |
| 第23日 9月24日 | 火  | 午前9時30分        | 予算決算委員会<br>（全体会） | 分科会会長報告及び報告に対する質疑<br>討論、採決                                                                                                                                       |
| 第24日 9月25日 | 水  |                | 休 会              | （予定：午前9時30分 各派代表者会）                                                                                                                                              |
| 第25日 9月26日 | 木  | 午前9時30分        | 議会運営委員会          |                                                                                                                                                                  |
| 第26日 9月27日 | 金  | 〃              | 本 会 議            | 議会運営委員長報告<br>1 諸報告<br>2 委員会の所管事務調査報告の件<br>3 委員長報告及び報告に対する質疑<br>4 付託議案等の討論、採決                                                                                     |

※ 委員会等の開催は予定であり、変更となる場合があります。

## 議事日程（案）第1日目

議会運営委員長報告

第 1 会議録署名者の指名

（ 櫻井 直樹 議員 ）

（ 芦原 美佳子 議員 ）

第 2 諸報告

（1）議長報告

（2）市長報告

第 3 会期の決定

（会期 26 日間）

第 4 委員会の所管事務調査報告の件

議会運営委員会

第 5 第40号議案から第52号議案まで

上程、提案理由の説明

第 6 同意案第6号

上程、提案理由の説明

第 7 認定第1号から第8号まで

上程、提案理由の説明

## 議事日程（案）第2日目以降

第 1 一般質問

第 2 議案質疑

第 3 議案の討論、採決又は委員会付託

第 4 請願・陳情

## 令和6年第4回（9月）尾張旭市議会定例会付議事件一覧

## 1 議案（13件）

| 番号     | 件名                                                |
|--------|---------------------------------------------------|
| 第40号議案 | 令和6年度尾張旭市一般会計補正予算（第3号）                            |
| 第41号議案 | 令和6年度尾張旭市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）                      |
| 第42号議案 | 令和6年度尾張旭市土地取得特別会計補正予算（第1号）                        |
| 第43号議案 | 令和6年度尾張旭市旭平和墓園事業特別会計補正予算（第1号）                     |
| 第44号議案 | 令和6年度尾張旭市介護保険特別会計補正予算（第1号）                        |
| 第45号議案 | 令和6年度尾張旭市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                     |
| 第46号議案 | 令和6年度尾張旭市公共下水道事業会計補正予算（第1号）                       |
| 第47号議案 | 尾張旭市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について                    |
| 第48号議案 | 尾張旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について          |
| 第49号議案 | 尾張旭市特別保育の実施に関する条例の一部改正について                        |
| 第50号議案 | 尾張旭市児童クラブ条例の一部改正について                              |
| 第51号議案 | 尾張旭市国民健康保険条例の一部改正について                             |
| 第52号議案 | 尾張旭市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について |

## 2 同意案（1件）

| 番号     | 件名             |
|--------|----------------|
| 同意案第6号 | 教育委員会委員の任命について |

## 3 認定（8件）

| 番号    | 件名                                |
|-------|-----------------------------------|
| 認定第1号 | 令和5年度尾張旭市一般会計歳入歳出決算認定について         |
| 認定第2号 | 令和5年度尾張旭市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 認定第3号 | 令和5年度尾張旭市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 認定第4号 | 令和5年度尾張旭市旭平和墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 認定第5号 | 令和5年度尾張旭市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 認定第6号 | 令和5年度尾張旭市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  |
| 認定第7号 | 令和5年度尾張旭市水道事業会計利益の処分及び決算認定について    |
| 認定第8号 | 令和5年度尾張旭市公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について |

## 議 案 等 の 概 要

### 1 議案（13件）

#### 第40号議案 令和6年度尾張旭市一般会計補正予算（第3号）（財政課）

（単位 千円）

| 補正前予算額     |                                    | 29, 535, 822 | 補正予算額 |  | 924, 393 | 補正後予算額    |           | 30, 460, 215 |
|------------|------------------------------------|--------------|-------|--|----------|-----------|-----------|--------------|
| 主な歳入       | 市税                                 |              |       |  |          |           | 213, 000  |              |
|            | 法人事業税交付金                           |              |       |  |          |           | 21, 000   |              |
|            | 地方交付税                              |              |       |  |          |           | △158, 190 |              |
|            | 国庫支出金                              |              |       |  |          |           |           |              |
|            | ・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金               |              |       |  |          |           | 35, 000   |              |
|            | 県支出金                               |              |       |  |          |           |           |              |
|            | ・ラーケーション推進事業委託金                    |              |       |  |          |           | 25, 001   |              |
|            | 繰入金                                |              |       |  |          |           |           |              |
| ・財政調整基金繰入金 |                                    |              |       |  |          | △100, 000 |           |              |
| 繰越金        |                                    |              |       |  |          | 815, 467  |           |              |
| 主な歳出       | ・財政調整基金積立金                         |              |       |  |          |           | 407, 734  |              |
|            | ・国県支出金等返納金                         |              |       |  |          |           | 70, 000   |              |
|            | ・住民税非課税世帯等価格高騰給付金                  |              |       |  |          |           | 35, 000   |              |
|            | ・国民健康保険特別会計繰出金                     |              |       |  |          |           | 126, 728  |              |
|            | ・後期高齢者医療療養給付費負担金                   |              |       |  |          |           | 48, 923   |              |
|            | ・霞ヶ丘線用地購入費                         |              |       |  |          |           | 39, 725   |              |
|            | ・城山野球場改修工事                         |              |       |  |          |           | 22, 000   |              |
|            | 繰越明許費補正 9 件、債務負担行為補正 1 件、地方債補正 2 件 |              |       |  |          |           |           |              |

#### 第41号議案 令和6年度尾張旭市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

（保険医療課）

（単位 千円）

| 補正前予算額 | 7,339,000                                   | 補正予算額 | 3,428 | 補正後予算額 | 7,342,428                                |
|--------|---------------------------------------------|-------|-------|--------|------------------------------------------|
| 主な歳入   | ・国民健康保険税<br>・繰入金<br>・繰越金<br>・諸収入（歳入欠かん補填収入） |       |       |        | △36,000<br>126,728<br>△50,000<br>△46,000 |
| 主な歳出   | ・総務費（住民情報システム等改修委託料）<br>・前年度繰上充用金           |       |       |        | 8,700<br>△5,272                          |

#### 第42号議案 令和6年度尾張旭市土地取得特別会計補正予算（第1号）（財政課）

（単位 千円）

| 補正前予算額 | 260,000          | 補正予算額 | 42,539 | 補正後予算額 | 302,539 |
|--------|------------------|-------|--------|--------|---------|
| 主な歳入   | ・財産収入            |       |        |        | 42,540  |
| 歳出     | ・諸支出金（土地開発基金償還金） |       |        |        | 42,539  |

第 4 3 号議案 令和 6 年度尾張旭市旭平和墓園事業特別会計補正予算（第 1 号）（環境課）

（単位 千円）

|        |                    |       |       |        |        |
|--------|--------------------|-------|-------|--------|--------|
| 補正前予算額 | 38,200             | 補正予算額 | 9,289 | 補正後予算額 | 47,489 |
| 歳入     | ・繰越金               |       |       |        | 9,289  |
| 歳出     | ・総務費（旭平和墓園管理基金積立金） |       |       |        | 9,289  |

第 4 4 号議案 令和 6 年度尾張旭市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）（長寿課）

（単位 千円）

|        |                  |       |        |        |           |
|--------|------------------|-------|--------|--------|-----------|
| 補正前予算額 | 6,686,000        | 補正予算額 | 97,303 | 補正後予算額 | 6,783,303 |
| 主な歳入   | ・国庫支出金           |       |        |        | 17,287    |
|        | ・支払基金交付金         |       |        |        | 12,930    |
|        | ・繰越金             |       |        |        | 57,962    |
| 歳出     | ・基金積立金           |       |        |        | 108,152   |
|        | ・諸支出金（国県支出金等返納金） |       |        |        | △10,849   |

第 4 5 号議案 令和 6 年度尾張旭市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

（保険医療課）

（単位 千円）

|        |                 |       |        |        |           |
|--------|-----------------|-------|--------|--------|-----------|
| 補正前予算額 | 1,512,000       | 補正予算額 | 10,464 | 補正後予算額 | 1,522,464 |
| 歳入     | ・繰越金            |       |        |        | 10,464    |
| 主な歳出   | ・後期高齢者医療広域連合納付金 |       |        |        | 10,636    |

第 4 6 号議案 令和 6 年度尾張旭市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（経営政策課）

（単位 千円）

|        |         |       |   |        |         |
|--------|---------|-------|---|--------|---------|
| 補正前予算額 | 872,600 | 補正予算額 | 0 | 補正後予算額 | 872,600 |
| 資本的収入  | ・補助金    |       |   |        | △39,600 |
|        | ・企業債    |       |   |        | 39,600  |

**第 4 7 号議案 尾張旭市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
(文化スポーツ課)**

尾張旭市城山野球場の冬期使用時間を拡大するため、所要の整備を図る。

施行期日 公布の日

**第 4 8 号議案 尾張旭市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について (こども未来課)**

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を図る。

施行期日 公布の日

**第 4 9 号議案 尾張旭市特別保育の実施に関する条例の一部改正について (保育課)**

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の整備を図る。

施行期日 公布の日

**第 5 0 号議案 尾張旭市児童クラブ条例の一部改正について (こども課)**

尾張旭市児童クラブの育成料を変更するため、所要の整備を図る。

施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

**第 5 1 号議案 尾張旭市国民健康保険条例の一部改正について (保険医療課)**

国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の整備を図る。

施行期日 令和 6 年 1 2 月 2 日

**第 5 2 号議案 尾張旭市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について (長寿課)**

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の整備を図る。

施行期日 公布の日

## 2 同意案（１件）

### 同意案第６号 教育委員会委員の任命について（人事課）

令和６年９月３０日で任期満了となる教育委員会委員 松尾 功 氏の後任として  
近藤 三博 氏を新たに任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
第４条第２項の規定により、議会の同意を求める。

## 3 認定（８件）

一般会計、特別会計及び企業会計における令和５年度決算の認定等

認定第１号 令和５年度尾張旭市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第２号 令和５年度尾張旭市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第３号 令和５年度尾張旭市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

認定第４号 令和５年度尾張旭市旭平和墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第５号 令和５年度尾張旭市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第６号 令和５年度尾張旭市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第７号 令和５年度尾張旭市水道事業会計利益の処分及び決算認定について

認定第８号 令和５年度尾張旭市公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

---

## <市長報告（２件）>

### (1) 令和５年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について（財政課）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規  
定による報告を行う。

### (2) 専決処分の報告について（財政課）

地方自治法第１８０条第１項の規定により、損害賠償額を決定し、和解をする専決  
処分を行ったため、同条第２項の規定による市長報告を行う。

市内中学校における物損事故

損害賠償額 299,618円（過失割合100%） 専決年月日 令和６年８月１日

尾張旭市議会

議長 松原 たかし 殿

紹介議員 片渕 卓三

請願者

住所 尾張旭市

氏名

LiD/APD（聞き取り困難症/聴覚情報処理障害）への公的支援及び理解啓発に関する請願

## 1. 請願の趣旨

LiD/APD（聞き取り困難症/聴覚情報処理障害 以下 LiD）は、聴力は正常であるにもかかわらず騒音下等において聞き取りの困難が生じるものであり、学齢期においては通常学級に在籍する児童の約3%に症状がみられるという先行研究があります。この LiD は、自閉スペクトラム症など発達障害の特性や言語発達の問題などが背景要因となって生じていると考えられています。実際、発達障害の診断を受けている子どものケースが多く、また、LiD をきっかけに発達障害に気付かれるケースもあります。LiD の子どもたちは、日常的に授業中の先生の話や友達の発言が聞き取れないなどといった困り感を有し、学力不振を招いたり不登校につながったりすることがあります。

この LiD に対する支援・合理的配慮の一つに、ワイヤレス補聴援助システム（旧 FM 補聴援助システム）によるものがあります。話し手が持っているワイヤレスマイクの信号を、聞き手である子どもが装着している受信機に送り、話し手の音声を騒音に邪魔されることなく直接聞くことができるというものです。これを用いることによる教育的・発達の効果については諸外国では広く知られており、国内においても報告されております。。

以上のようなことから、LiD の子どもたちに対してワイヤレス補聴援助システムを導入するための助成と、適切に機器が使用されますよう教育関係者の皆様には研修等を通じて LiD に対する理解促進を図っていただけますようお願いいたします。

## 2. 請願の内容

- ・ LiD に対するワイヤレス補聴援助システムの購入に対する助成の制度化をお願いします。
- ・ LiD に対するワイヤレス補聴援助システムの試聴時における貸出の制度化をお願いします
- ・ LiD など聞き取りに困難を抱える発達障害のある子どもに対する理解を深め、適切な支援が行われるよう、教職員をはじめとする関係者の皆様の研修機会を増やしていただけるようお願いいたします。

以上 よろしくをお願いいたします。



尾張旭市議会  
議長 松原 たかし 殿

代表者氏名 尾張旭市教員組合  
執行委員長  
代表者住所 尾張旭市

## 定数改善計画の早期策定・実施と

### 義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書

貴台におかれましては、日々、教育の発展にご尽力いただき、深く敬意を表します。

さて、未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いです。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちを取りまく教育課題は依然として解決されていません。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面しています。本年度は、政府予算において、小学校における高学年の教科担任制の強化や、三十五人学級の計画的な整備などのための教職員定数改善が盛り込まれました。しかし、中学校における少人数学級の推進や教職員数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ません。少人数学級は、保護者・県民からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれます。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠です。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請です。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、二分の一から三分の一に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されています。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を二分の一へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つです。

つきましては、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率二分の一への復元にむけて、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出されるよう左記の事項について陳情いたします。

#### 陳 情 事 項

- 1、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実施すること。
- 2、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元すること。



定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）

未来を担う子どもたちが夢や希望をもち、健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成にむけて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちをとりまく教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。本年度は、政府予算において、小学校における高学年の教科担任制の強化や35人学級の計画的な整備などのための教職員定数改善が盛り込まれた。しかし、中学校における少人数学級の推進や教職員数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。少人数学級は、地域・保護者からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためにも少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、来年度の政府予算編成にあたり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元にむけて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年 月 日

尾 張 旭 市 議 会

内閣総理大臣  
内閣官房長官  
文部科学大臣  
財 務 大 臣  
総 務 大 臣 宛

# 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書

6

日頃は、私学助成の拡充と私学振興に対して、格別のご配慮をいただき、心より感謝申し上げます。

この度、国に対して、私学助成の拡充に関する意見書を採択していただきたく存じます。格別のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

## 《陳情事項》

国に対し、地方自治法第99条により、次の点を内容とする「意見書」を提出して下さい。

- ① 保護者負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充すること
- ② 国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図ること

## 《陳情趣旨》

全国の私学関係者、国会議員、各自治体の議会関係者をはじめ、幅広い皆様のご尽力により、今年度の国の私学関係予算では、経常費助成の国基準単価を高校生一人当たり4,121円増額していただくことができました。

また、私立高校に子どもを通わせる家庭に対する「就学支援金」は、年収590万円未満世帯まで私立高校の平均授業料を無償化する額に引き上げられ、愛知県においては、国の「就学支援金」の増額分を全額活用して、年収720万円未満世帯まで授業料と入学金の無償化を実現することができました。

しかし、年収910万円未満が無償化され、それ以上の家庭でも年間約12万円の学費で通うことのできる公立高校と比べて、私立高校の約半数の家庭には、依然として大きな学費負担が残されています。

私学も公立と同じ公教育です。学費の「公私格差是正」「教育の公平」は、全ての子どもと保護者の切実な願いであり、その土台となる国の就学支援金制度の拡充は、益々重要になっています。

また、財政の不安定な私学が公立と同一水準の教育条件を確保していくためには、私学助成の国庫補助と地方交付税交付金による経常費助成の国基準単価を、来年度も引き続き拡充していただくことが求められます。

「いじめ」や「不登校」などの社会問題に加え、文科省も「生きる力」「社会に開かれた教育課程」「主体的・対話的で深い学び」を提唱し、今や“教育改革は待ったなし”と言われています。このような時こそ、私学は人々の期待に応え、建学の精神に基づく自由な公教育機関として、その役割を発揮していかなければなりません。そのためにも、私学助成の拡充によって学費と教育条件の公私格差を抜本的に是正し、「私学選択の自由」を実現していくことが不可欠です。

貴職に置かれましては、以上の趣旨を深くご理解いただき、上記の項目につきまして、国に対して意見書を提出いただけますよう、切にお願い申し上げます。

令和6年 8月 / 日

代表

住所 尾張旭市

氏名

取り扱い団体

私学をよくする愛知父母懇談会

会長

愛知私学助成をすすめる会

会長

尾張旭市議会

議長 松原 たかし 殿



## 国の私学助成の拡充に関する意見書

私立学校は、国公立学校とともに公教育の場として重要な役割を担っており、国においても、昭和50年に学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を制定し、各種助成措置が講じられてきた。

とりわけ平成21年に始まった私立高校生に対する「就学支援金」制度は、令和2年度から、年収590万円未満世帯まで授業料平均額の無償化が実施され、愛知県においては就学支援金の増額分を全額活用して、年収720万円未満世帯まで授業料と入学金の無償化を実現することができた。この間、学費滞納・経済的理由による退学者は大幅に減少しており、国のこれまでの私学助成政策は着実に成果を生んでいる。

しかしそれでもなお、年収910万円未満世帯まで無償化され、それ以上の家庭でも年間約12万円の学費で通うことのできる公立高校生と比べて、私立高校生にはまだ大きな学費負担が残されている。

愛知県では高校生の3人に1人が私学に通っており、約90%が進学する高校教育において、「学費の公私格差是正」「教育の公平」は全ての子どもと保護者の切実な願いであり、その土台となる国の就学支援金制度の拡充は引き続き重要な課題となっている。

加えて、財政が不安定な私学が公立と同一水準の教育条件を確保していくためには、私学助成の国庫補助と地方交付税交付金による経常費助成の国基準単価を来年度も引き続き拡充していくことが求められる。

よって、当議会は政府に対し、国の責務と私学の重要性にかんがみ、保護者負担の公私格差を是正するために「就学支援金」を一層拡充するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金と、それに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条により、意見書を提出する。

令和6年      月      日

尾張旭市議会

議 長

内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣 宛

# 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情書

7

日頃は、私学助成の拡充と私学振興に対して、格別のご配慮をいただき、心より感謝申し上げます。

この度、愛知県に対して、私学助成の拡充に関する意見書を採択していただきたく存じます。格別のご配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

## 《陳情事項》

一、県に対し、地方自治法第99条により、次の点を内容とする「意見書」を提出してください。

『教育の公平』を実現し、『私学選択の自由』を確保するために、年収720万円以上の私学の世帯についても、授業料助成と入学金助成を拡充して、学費の公私格差を着実に是正できる施策を実施すること。

## 《陳情趣旨》

愛知県では、「公私両輪体制」「公私格差是正」という基本方針のもと、私学助成を県の最重点施策と位置付け、学校への経常費助成と保護者への授業料助成を両輪に各種の助成策が推進され、令和2年度以降、国の就学支援金の増額分を全額加算して、私学に通う生徒の半数が対象となる年収720万円未満世帯まで、入学金も含めて私学の授業料が無償化されました。

しかし、公立高校生は年収910万円まで無償化されていますが、令和2年度以降に無償化されたのは年収720万円未満世帯にとどまり、年収720万円以上世帯の私立高校生の初年度納付金は、県の補助を差し引いても、年収720万円～840万円世帯（乙ランク：授業料と入学金の1/2補助）で約35万円、年収840万円～910万円世帯（国の就学支援金118,000円補助）で約54万円という大きな負担が残されたままです。

私学も公教育の場であり、そこで学ぶ県下の1/3の生徒は、公立と同じ高校生です。県の基本方針である「公私両輪」「公私連携」に照らせば、「全ての子どもが私立をも自由に選択できる」ことが大前提であり、「教育の公平」「公私格差の解消」はその根幹です。

貴職におかれましては、以上の趣旨を深くご理解いただき、上記の項目につきまして、格別のご配慮を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

令和6年 8 月 1 日

代表

住 所 尾張旭市

氏 名

取り扱い団体

私学をよくする愛知父母懇談会

会 長

愛知私学助成をすすめる会

会 長

尾張旭市議会

議 長 松原 たかし 殿



## 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書

愛知県では高校生の3人に1人が私学に通っており、私学は「公教育」の場として、「公私両輪体制」で県の「公教育」を支えてきた。そのため、保護者負担と教育条件の公私格差を是正することは、長年にわたって県政の最重点施策と位置付けられ、県議会・県当局をはじめ多くの人々の尽力によって、各種の助成措置が講じられてきた。

とりわけ、令和2年度以降、愛知県では、国の就学支援金の増額分を全額活用して、私学に通う半数の世帯が該当する年収720万未満世帯まで授業料と入学金を無償化し、子どもたちの「私学選択の自由」は大きく広がった。

しかし、年収910万円まで無償化されている公立高校生に対して、年収720万円以上世帯の私立高校生には、県の補助を差し引いても、初年度納付金で、年収720万円～840万円世帯（乙ランク：授業料と入学金の1/2補助）は約35万円、年収840万円～910万円世帯（国の就学支援金118,000円補助）は約54万円という大きな負担が残されており、学費の心配をせずに「私学を自由に選べる」状況にはなっていない。

県の基本方針である「公私両輪」「公私連携」に照らせば、「全ての子どもが私立も自由に選択できる」ことが大前提であり、「公私格差の解消」はその根幹である。

よって当議会は、「教育の公平」を実現し、「私学選択の自由」を確保するために、年収720万円以上の私学の世帯についても、授業料助成と入学金助成を拡充して、学費の公私格差を着実に是正できる施策を実施することを要望する。

以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

令和6年      月      日

尾張旭市議会

議 長

愛知県知事 大 村 秀 章 殿

私立高校生の保護者負担を軽減し、学費負担の公私格差を是正するために  
尾張旭市独自の授業料助成制度の拡充を求める

陳 情 書

《陳情事項》

「教育の機会均等」の理念にもとづき、国・県の制度と併せて学費負担の公私格差を是正するために、私立高校生に対する授業料助成制度を維持し、拡充してください。

《陳情の趣旨》

日頃より、私学教育へのご理解とご支援を賜り、とりわけ、私立高校生に対して独自の授業料助成を実施いただいておりますことに心より感謝申し上げます。

愛知県では、高校生の3人に1人が私学に学び、私学は公立高校と同じく「公教育」の場として大きな役割を担っています。

国は、令和2年度より「年収590万未満世帯の授業料実質無償化」を実施し、愛知県では、国による就学支援金の増額分を全額活用して、年収720万円まで授業料と入学金を無償化し、私学で学ぶ生徒の約半数の世帯まで無償化されました。

しかし、公立高校生は年収910万円まで無償化されていますが、私立高校生の場合は、年収720万円～840万円までの世帯（乙ランク）で、初年度に平均で約35万円、年収840万円～910万円までの世帯では約54万円の学費負担があり、私学に通う生徒の約半数にあたる年収720万円を超えた世帯では、私学を自発的に選択できない状況が続いています。

また、無償化された年収720万円未満世帯でも、「施設設備費等」は無償化の対象にならず、年間約3万円の負担が残っています。

私学助成については、国はもとより、高校以下の教育に直接責任を負う県の役割は重大ですが、「保護者負担の公私格差」が未だ抜本的な解決に至っていない実情を踏まえ、「すべての子どもが、親の所得にかかわらず、等しく教育を受ける権利」を保障し、国・県の制度と併せて学費負担の公私格差を是正するために、尾張旭市独自の授業料助成制度を拡充していただきますようお願い申し上げます。

令和6年 8 月 / 日

代表

住 所 尾張旭市

氏 名

取り扱い団体

私学をよくする愛知父母懇談会

会 長

愛知私学助成をすすめる会

会 長

尾張旭市議会

議 長 松原 たかし 殿



# 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書の提出についての陳情

9

2024年8月1日

尾張旭市議会議員 松原 たかし様

陳情者 新日本婦人の会尾張旭支部支部長

陳情者住所 尾張旭市

## 【陳情趣旨】

日本では、婚姻における夫婦別姓が認められないために、望まない改姓、事実婚、「通称」使用などによる不利益・不都合を強いられる人が多く存在しています。夫婦同姓を法律で定めているのは日本だけです。婚姻の際 96%が夫の姓になっており、間接的な女性差別だとの指摘もあり、国連女性差別撤廃委員会(CEDAW)からも3度に渡り是正勧告されています。

通称使用では、「旧姓併記」「旧姓使用」での法的根拠がないために、「名前がちがう」と怪しまれたり、さまざまな事務手続きの煩雑さが生じたりとグローバル社会で企業にとってもビジネス上のリスクになりえる。と経団連も提言されています。働く女性たちにとっては改姓によって「アイデンティティーの喪失」「キャリアが中断される」という声も切実で、結婚や出産を躊躇する要因の一つにもなっています。

1996年、法務大臣の諮問機関である法制審議会が、選択的夫婦別姓制度導入などを含む民法改正要綱を答申して、すでに4半世紀以上が経過しています。2021年6月、最高裁判所は、現行の夫婦同姓を違憲ではないとする判決を出しましたが、同時に、複数の反対意見が付され、制度のあり方を国会で議論すべきとされました。2015年12月の判決でも同様の指摘がされています。

選択的夫婦別姓制度はあくまでも「選択」によるもので、引き続き夫婦同姓で結婚でき、改姓を望まないものは夫婦別姓を選択できるというもので、誰も強制されることのないしくみです。

世論調査では、選択的夫婦別姓制度に6割が賛成しており、とくに、若年層ほど賛成割合が高く、60歳代以下では7割が賛成となっています。地方議会での意見書採択も広がっています。

愛知県は2001年、2021年に「選択的夫婦別姓制度導入の検討についての意見書」を国に提出しましたが、未だ実現していません。改めて選択的夫婦別姓制度の導入について国に求めることを願います。

## 【陳情事項】

以上の趣旨から、地方自治法第99条の規定により、下記の項目を求める意見書を採択し、国へ送付してください。

記

「選択的夫婦別姓制度導入のための民法その他の法令改正について、国会に求める意見書」を、国及び政府に提出すること



## 選択的夫婦別姓制度導入のための民法その他の法令改正を求める意見書（案）

日本では、婚姻における夫婦別姓が認められないために、望まない改姓、事実婚、「通称」使用などによる不利益・不都合を強いられる人が多く存在しています。夫婦同姓を法律で定めているのは日本だけです。婚姻の際、96%が夫の姓になっており、間接的な女性差別だとの指摘もあり、国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）からも3度に渡り是正勧告されています。

通称使用では、「旧姓併記」「旧姓使用」での法的根拠がないために、「名前がちがう」などと怪しまれたり、さまざまな事務手続きの煩雑さが生じたりとグローバル社会で企業にとってもビジネス上のリスクになりえると経団連も提言されています。働く女性たちにとっては改姓によって「アイデンティティーの喪失」「キャリアが中断される」という声も切実で、結婚や出産を躊躇する要因の一つにもなっています。

1996年、法務大臣の諮問機関である法制審議会が、選択的夫婦別姓制度導入などを含む民法改正要綱を答申して、すでに4半世紀以上が経過しています。2021年6月、最高裁判所は、現行の夫婦同姓を違憲ではないとする判決を出しましたが、同時に、複数の反対意見が付され、制度のあり方を国会で論議すべきとされました。2015年12月の判決でも同様の指摘がされています。

選択的夫婦別姓制度はあくまでも「選択」によるもので、引き続き夫婦同姓で結婚でき、改姓を望まないものは夫婦別姓を選択できるというもので、誰も強制されることのないしくみです。

世論調査では、選択的夫婦別姓制度に6割が賛成しており、とくに、若年層ほど賛成割合が高く、60歳代以下では7割が賛成となっています。地方議会での意見書採択も広がっています。

よって、尾張旭市議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請します。

**「選択的夫婦別姓制度導入のための民法その他の法令改正を求める意見書」を採択すること**  
以上、地方自治法99条の規定により、意見書を提出します。

2024年 月 日 尾張旭市議会議長 松原たかし

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

宛て

## <陳情書>

10

提出年月日 令和 6年 8月 2日

尾張旭市議会議員 松原たかし殿

「新型コロナワクチン健康被害の実態と次世代型コロナmRNAワクチン(レプリコンワクチン)の危険性に関する周知」と「mRNAワクチン定期接種中止を求める意見書提出」を求める陳情

提出者

◇個人の場合

住所 名古屋市

氏名

### 陳情の趣旨

新型コロナワクチン予防接種健康被害救済制度において認定された死亡者数は561名、健康被害総認定件数は6988名を超えており(2024年4月17日現在)、その被害は決して“稀”とは言えない状況にあります。(24年7月:副反応認定7738名、認定死亡者数718名)

新型コロナワクチン=mRNA型「ワクチン」は、今までのワクチンとは全く異なる、全人類に初めて使用された「遺伝子製剤」がゆえ、既にそれ以前の全てのワクチンによる健康被害件数を超えており、今後も増え続けると予想されています。

また現在、日本国内では、このmRNA技術を応用した「ワクチン」が次々と開発されています。そのなかでも、自己増殖型mRNA「ワクチン」は、mRNAが増え続けるよう設計されており、強い毒性を持つスパイクタンパクを生み出し続けるだけでなく、接種者の体内で、増える過程の中で容易に変異する可能性もあります。そうして生まれた擬似ウイルスが他者に伝播することも懸念されています。

いわゆる“コロナ禍”の3年間、どのような状況であったか、覚えていらっしゃるでしょうか。さまざまな対応に追われ、貴市町でも死亡届は増えませんでしたでしょうか。身近に体調を崩された方、お亡くなりになった方は増えませんでしたでしょうか。

mRNA型コロナ「ワクチン」は繰り返し接種しても、新型コロナウイルス感染症の感染予防、発症予防、重症化予防の効果が得られないばかりか、逆にコロナ感染症以外の病気が増加しています。

これ以上の健康被害を出さないために、国や製薬会社の通達を鵜呑みにせず、正確な情報収集に努め、市民に対し正確な情報発信をしていただきたい。また、議員の皆様におかれましても、今一度本件について考え直していただきたいという思いで陳情書提出に至ります。

何卒よろしくお願い申し上げます。



## mRNAワクチン定期接種中止を求める意見書案

### 要旨

新型コロナワクチン予防接種健康被害救済制度において、認定された死亡者数は718名、健康被害総認定件数は7738名（2024年7月現在）に達しています。この数値は、決して“稀”とは言えない被害の多さを示しています。また、mRNAワクチンの技術は、これまでのワクチンとは異なり、全人類に初めて使用された「遺伝子製剤」であり、その健康被害は既存のワクチンを超えています。

### 1. 健康被害の現状

新型コロナワクチン予防接種健康被害救済制度によると、2024年4月17日時点で、認定された死亡者数は561名、健康被害総認定件数は6988名となっています。そして、2024年7月には認定された副反応の件数が7738件、認定された死亡者数が718名に増加しています。これらのデータは、mRNAワクチンによる健康被害が稀であるとは言えないことを示しています。

### 2. mRNAワクチンの特異性とリスク

mRNAワクチンは、今までのワクチンとは全く異なる遺伝子製剤であり、全人類に初めて使用されました。そのため、既に他のワクチンによる健康被害件数を超えており、今後も増加すると予想されています。また、日本国内ではこのmRNA技術を応用したワクチンが次々と開発されています。その中でも自己増殖型mRNAワクチンは、接種者の体内でmRNAが増え続け、強い毒性を持つスパイクタンパクを生み出し続ける設計となっており、容易に変異する可能性があります。この変異した類似ウイルスが他者に伝播することも懸念されています。

### 3. ワクチンの効果とリスクの再評価

mRNA型コロナワクチンは繰り返し接種しても、新型コロナウイルス感染症の感染予防、発症予防、重症化予防の効果が得られないばかりか、逆にコロナ感染症以外の病気が増加しています。このため、現在の接種方針を見直し、mRNA型コロナワクチンの定期接種を中止することが必要です。

### 結論

上記の理由から、mRNA型コロナワクチンの定期接種中止を強く求めます。接種者の健康を守り、将来的なリスクを回避するためにも、早急な対応が必要です。政府及び関係機関には、mRNAワクチンの安全性と有効性を再評価し、国民の健康被害を最小限に抑えるための施策を講じることを求めます。

2024年8月2日

厚生労働大臣 武見 敬三殿

尾張旭市議会  
議長



尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

尾張旭市

氏 名

住

所

11

[REDACTED]

尾張旭市

[REDACTED]

12

[REDACTED]

尾張旭市

[REDACTED]

13

[REDACTED]

尾張旭市

[REDACTED]

14

15

16

17

18

19

10

[Redacted]

尾張旭市

[Redacted]

[Redacted]

尾張旭市

[Redacted]

[Redacted]

尾張旭市

[Redacted]

[Redacted]

尾張旭市

[Redacted]

[Redacted]

尾張旭市

[Redacted]

[Redacted]

尾張旭市

[Redacted]

[Redacted]

尾張旭市

[Redacted]

尾張旭市



尾張旭市



## 「核兵器禁止条約」への署名・批准を求める意見書採択に関する陳情書

### 1 陳情の趣旨

尾張旭市市議会におかれましては、日頃より、市民生活の向上と発展のため、ご尽力いただいていることに敬意を表します。

市議会は平成 23 年（2011 年）、「非核平和都市宣言」を全会一致で議決されました。宣言には「唯一の戦争被爆国に住む私たちは、二度と悲劇を繰り返さないよう『核兵器のない世界』の実現に向けて、国際社会に働きかけていかなければなりません」とうたっています。平成 29 年（2017 年）には国連で、「最上位の国際的な公益である核兵器のない世界を達成し及び維持すること」を目標とする「核兵器禁止条約」が 122 カ国の賛成を得て採択され、令和 3 年（2021 年）1 月 22 日には国際法として発効しました。

尾張旭市の「非核平和都市宣言」は「核兵器禁止条約」の趣旨を先取りするものであり、この点、私ども市民の誇りとするところです。

本年 5 月には、アメリカが核爆発を伴わない臨界前核実験を実施し、ロシアは戦術核兵器部隊の軍事演習を行ないました。被爆者の願いにこたえ、人類がさらされている核兵器による威嚇と核使用の危機から脱出するためには、核戦争の可能性そのものを消滅させなければなりません。今や核兵器禁止条約の現実的意義がいつそう明確になっています。私どもはこの条約がより実効性の高いものとなり、一刻も早い核兵器のない世界の実現に向けて、国際社会が歩みを進めていくことを強く願うものです。

尾張旭市では市政のなかで、広島での平和記念式典への参列、被爆体験「語り部」講演会の開催、市役所ロビーでのヒロシマ・ナガサキ原爆ポスター展示など、非核平和への取組が積極的におこなわれています。またさまざまな市民による非核平和を目指す活動も盛んです。このような動向を基礎に、「国際社会に働きかけて」いくため、市議会が「核兵器禁止条約」への署名・批准をもとめる意見書を採択され、政府ならびに国会にその意見書をご提出くださるようお願い申し上げます。

### 2 陳情の項目

「核兵器禁止条約」への署名・批准を求める意見書を、地方自治法第 99 条の規定により政府（内閣総理大臣、外務大臣）ならびに国会（衆議院議長、参議院議長）に提出してください。



## 核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書（案）

被爆者の「世界の誰にも二度とこの体験をさせてはならない」という長年にわたって発信してきた強い訴えが国際社会を動かし、令和３年（2021年）1月22日、核兵器禁止条約が発効しました。この条約は、史上初めて核兵器が全面的に禁止されるべき対象であることを明確にする根本規範です。のみならず、ロシア連邦によるウクライナ侵攻のなか、人類が核兵器による威嚇と核使用の危機にさらされている現在、核戦争の可能性を消滅させるものとしての核兵器禁止条約の現実的意義が明確になっています。私どもはこの条約がより実効性の高いものとなり、一刻も早い核兵器のない世界の実現に向けて、国際社会が歩みを進めていくことを強く願っています。

令和４年（2022年）におこなわれた第10回核不拡散条約（NPT）再検討会議で、グテーレス国連事務総長は、広島と長崎の惨禍を忘れ去ることに警告を発し、「核兵器の廃絶が唯一、二度と使用されないことの保証となる」と述べました。けれどもスウェーデンのストックホルム国際平和研究所の『年次報告書 2023年』は、核兵器の近代化などの核開発競争が加速している、と指摘しています。核兵器廃絶へと一歩踏み出すためには、NPTの趣旨を踏まえて核軍縮論議を着実に前進させつつ、同時に核兵器禁止条約にも核保有国やその同盟国を始め多くの国が参加し、条約の効果的な運用と発展に向けた議論が行われることが極めて重要です。日本政府がその議論に加わることは、被爆者の切なる願いと被爆の実相を踏まえた対応となるだけでなく、核保有国と非核保有国との分断を解消し、核兵器廃絶に向けた議論の共通の基盤を形成するための橋渡し役を果たすことにもなると考えます。

よって、日本政府に対し、唯一の戦争被爆国として核兵器禁止条約への署名・批准をおこなうよう強く求めるとともに、世界の多くの人々の期待に応えて、核兵器のない世界に向けて国際的な役割を果たしていくことを切に要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年 月 日

愛知県尾張旭市議会

提出先

内閣総理大臣

外務大臣

衆議院議長

参議院議長

令和6年8月15日

12

尾張旭市市議会議員  
~~丸山幸子~~ 殿

松原たかレ

〒462-0046 愛知県名古屋市

陳情者

電話番号

自治体職員をハラスメントから守る愛知県民の会  
代表

## 議員による職員への政党機関紙の庁舎内勧誘行為の中止を求める陳情書

### <陳情理由>

全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘（営業）・配達・集金が無許可で行われていることが問題となっており、その是正のために、地方議会61か所、そのうち愛知県では、高浜市、幸田町、安城市、豊明市、津島市、蒲郡市で、庁舎内における勧誘・配達・集金の実態調査及び自粛を求める陳情が採択されました。また、庁舎内勧誘行為の実態が判明した安城市、あま市、津島市では、ハラスメント防止の観点から、事実上庁舎内勧誘が中止されました。（資料①）

私どもは「政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める愛知県民の会」として自粛を求めています。が、尾張旭市議会においては、「本市議会の審査になじまない」との理由で不採択となりました。それゆえ「議員から職員へのハラスメント防止」の具体策には至っていないのが現状かと思われます。

ハラスメント防止の重要性は言うまでもありません。そこに反対する党・会派及び議員はいらっしゃらないかと思えます。例えば、日本共産党愛知県委員会は「ハラスメント撲滅プロジェクト」のパンフレットやホームページを作成し、精力的に取り組んでおられます。そこで私どもも、会の名称を「自治体職員をハラスメントから守る愛知県民の会」として改め、ハラスメント問題解決に取り組むことにしました。

<https://www.jcp-aichi.jp/hbpj/> （資料②）

論点は、「①庁舎内で政党機関紙の勧誘行為があるか、ないか」「②勧誘行為が実際に続いている場合、職員はその勧誘行為をどのように感じているか」という2点だと思います。そもそも庁舎内の勧誘営業行為は、庁舎管理規則で「許可が必要な行為」であるのが一般的であり、「無許可の営業行為は見逃さない」という厳しい姿勢が必要かと思えます。

「庁舎内の勧誘行為に伴い、職員が心理的圧力を感じているかどうか」に関して、近年の各自治体で先駆けて実態調査が行われていますので、参考にしてください。どの自治体でも、勧誘された際に「購読しなければならないという圧力を感じた」と答えた職員の割合が、少ない自治体でも3割（3人に1人）、多い自治体では8割（5人に4人）にのぼっています。

また、職員の自由記述を求めた自治体のアンケート結果もぜひご確認ください（宇都宮市



霧島市等）。陳情審議や職員アンケートの具体的な実施がなければ、このような職員の声が行政や議員に届くことはありませんでした。「行政としては、職員から具体的な相談がないので、対処しない」として職員の苦痛は「なかったこと」にされたでしょう。資料③

愛知県においては

安城市の調査結果（令和6年2月）においては、管理職153人のうち146人が回答。庁舎内で勧誘をされた人76人（52%）、勧誘された際に心理的な圧力を感じた人31人（41%）となっています。（資料④-1）

蒲郡市の調査結果（令和6年5月）においては、管理職93人が回答。庁舎内で勧誘をされた人42人（52%）、勧誘された際に心理的な圧力を感じた人26人（62%）となっています。（資料④-2）

厚生労働省が示すハラスメントの定義は「職務上の地位や役職などの優位性を背景に適正な業務の範囲を超えて精神的、身体的苦痛を与える、又は職場環境を悪化させる行為です。」とあります。「議員から職員へのハラスメント問題」を扱った読売新聞記事（3月24日付）では、「議員と職員は事実上の上下関係」と見出しがついています（資料⑤）

議員が職務上の優位性（議員としての地位）を背景に、庁舎内で政党機関紙を勧誘する事は、そこに少なからず「心理的圧力が伴っている」現状があります。すなわち、職員に適正な業務の範囲を超えて精神的、経済的負担を与えるパワーハラスメント行為ではないでしょうか。

ハラスメント防止の重要な視点は、「受け手がどのように感じているか」という想像力と実態調査です。東郷町では、町長から職員へのハラスメントが問題になりましたが、町長（当時）は「受け手の感じ方が重要だ」と考え、全職員にアンケート調査の実施に踏み切った結果、その調査をもとに適切な判断をすることができました。

貴議会においては、前回「実態調査を求める陳情」の採択はいただけませんでしたが、職員から相談がないからといって問題を放置するのではなく、仮に今すぐ調査する意思がないのであれば、今後ハラスメント防止のために以下の陳情項目を、職員を守るという観点から要望する次第です。

#### <陳情項目>

- ① 議員による職員への政党機関紙の庁舎内勧誘行為は、ハラスメントになる可能性が高いことから、庁舎内においては原則中止してください。
- ② 庁舎内における政党機関紙の勧誘行為は、庁舎管理規則が定める「許可の対象」であることを確認してください。議員も庁舎管理規則の例外ではなく、政党機関紙勧誘を希望する場合は、市の許可手続きを必ず取得するようにしてください。
- ③ 議員からの申請で、勧誘行為の許可不許可の判断をする際は、「政党機関紙の勧誘行為に伴う職員の声（心理的圧力の有無）」をアンケート等を通して収集し、判断材料としてください。

条例の変更を求める陳情

拝啓 残暑の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から議会が中心となり、いまさらの方向性を示し

その枠組みを決定する活動により今へくらくがあることに

厚くお礼申し上げます。

二陳情の内容

こうした日々がこれからもつづくことを願うのたびは

気候変動の深刻化を防ぐことを求める陳情をします。

具体的には条例で定める公共施設の利用時間の変更です。

変えるのは現行、夜10時までとなっている部分です。

これを太陽光でつくられた電力を使うことを基に見直します。

それは文化会館の運営にない夕方以降は事前予約時の

利用者の希望に応じて使用できるようにするということです。



この春に公表された環境基本計画 中 112 ページと

この夏に公表された 総合計画 総括報告書 中 58 ページには

市の施設が排出する温室効果ガスは基準値を上回り

長期目標とのかい離がみられるとあります。

この問題を解決するために 石灰火力でつくられた電力の使用割合を

減らし 太陽光でつくられた電力の使用割合を増やすようにします。

だから現在の夜 10 時までとなっている冬条例を変えます。

そもそもこうした陳情をするに至った経緯は

今年 5 月 5 日 子どもの日に 新池交流館にある 太陽光発電と

風力発電が出力制御をうけたからです。

さらにこうした出力制御は ゴミ焼却施設の 晴丘センターでは

頻繁に行なわれていることを知ったからです。

そして新池交流館では太陽光でつくる電力使用時の日昼とそうではない夜間との運営に差がなかったことから、前述のとおり文化会館の運営にないふた例を変更するという思いに至りました。

さらに温室効果ガスの削減については2050年までに実質ゼロにするということなので、こうした長期的な視点から変えることを要望します。

まずは略儀ながら書中にて条例の変更を求める陳情を申し上げます。

敬目

令和六年八月二十二日

陳情者 尾張旭市

尾張旭市議会議長 松原 たくし様

| 受理年月日    | 件名                                              | 提出者                                                       |
|----------|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| R6. 7. 8 | 母（王乖彦）が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情                     | 東京都荒川区東日暮里6-54-4<br>メゾンドール403<br>張 一文                     |
| R6. 8. 7 | 「現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書」の提出を求める陳情書           | 名古屋市熱田区沢下町9-7<br>労働会館東館3階301号<br>愛知県社会保障推進協議会<br>議長 森谷 光夫 |
| R6. 8. 7 | 「訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書」の提出を求める陳情書 | 名古屋市熱田区沢下町9-7<br>労働会館東館3階301号<br>愛知県社会保障推進協議会<br>議長 森谷 光夫 |
| R6. 8. 7 | 「介護従事者の処遇改善と確保について早急に求める意見書」の提出を求める陳情書          | 名古屋市熱田区沢下町9-7<br>労働会館東館3階301号<br>愛知県社会保障推進協議会<br>議長 森谷 光夫 |